

商法 Chapter 3

Date
/Date
/Date
/

持分会社に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 合名会社の各社員は、会社がその財産をもって債務を完済することができない場合は、会社の債権者に対し、連帯して、会社の債務を弁済する責任を負う。
- 2 合資会社を設立する場合、当該合資会社の各社員は、労務又は信用を出資の目的とすることができない。
- 3 合資会社の各社員は、他の社員の全員の承諾がない限り、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができることはない。
- 4 合名会社が合同会社となるためには、組織変更計画を作成しなければならない。
- 5 株式交換において、合名会社は株式交換完全親会社となることができるが、合同会社は株式交換完全親会社となることができない。

正解

1

[持分会社] 持分会社に関する規定

1 正しい

合名会社は、無限責任社員のみからなる会社であり（会社法576条2項）、その社員は、会社がその財産をもって債務を完済することができない場合は、会社の債権者に対し、連帯して、会社の債務を弁済する責任を負う（同法580条1項1号）。なお、合同会社の社員（同法576条4項参照）及び合資会社の有限責任社員（同条3項参照）は、その出資の価額（すでに会社に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、会社の債務を弁済する責任を負う（同法580条2項）。

2 誤り

合資会社は、無限責任社員と有限責任社員からなる会社である（同法576条3項参照）ところ、無限責任社員は、金銭等に限らず、信用や労務を出資の目的とすることができる（同条1項6号かつこ書参照）。

3 誤り

持分会社の社員は、他の社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない（同法585条1項）のが原則である。もっとも、業務を執行しない有限責任社員は、業務を執行する社員の全員の承諾があるときは、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる（同条2項）。したがって、合資会社の業務を執行しない有限責任社員（同法576条3項参照）は、業務を執行する社員の全員の承諾があるときは、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。

4 誤り

会社が組織変更をする場合においては、組織変更計画を作成しなければならない（同法743条）。もっとも、組織変更とは、①株式会社が合名会社、合資会社又は合同会社となること、又は②合名会社、合資会社又は合同会社が株式会社となることをいう（同法2条26号）。つまり、組織変更とは、①株式会社が持分会社になる場合、又は②持分会社が株式会社になる場合をいう。したがって、合名会社が合同会社となることは会社法の組織変更にはあらず、この場合に組織変更計画を作成する必要はない。

5 誤り

株式交換とは、株式会社がその発行済株式の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいう（同法2条31号）。そして、株式交換において、当該株式会社の発行済株式の全部を取得する会社を株式交換完全親会社という（同法767条）。したがって、合名会社は、株式交換完全親会社となることができないが、合同会社は、株式交換完全親会社となることができる。

以上により、正しいものは肢1であり、正解は1となる。